

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正について

1 条例の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化を盛り込んだ、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成15年愛知県条例第2号。以下「県条例」という。)を平成15年3月25日に公布し、同年10月1日に施行しました。

2 県条例の適用除外規定

県条例第27条で、この条例の規定と同等以上の効果を期待できる条例を市町村が制定した場合は、規則で定めるところにより当該県条例の規定についてはその市町村の区域には適用しないとしています。

3 県条例施行規則の一部改正

本県と同様に、名古屋市も名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平成15年名古屋市条例第68号。以下「名古屋市条例」という。)を制定し、平成16年7月1日に施行します。

したがって、名古屋市条例の規定のうち、県条例の規定と同等以上の効果が期待できると認められる規定に関しては、県条例第27条の規定に基づき、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則(平成15年愛知県規則第80号。以下「県規則」という。)の一部を改正し、名古屋市の区域について県条例の適用を除外します。

なお、県規則の一部を改正する規則は、平成16年7月1日施行とします。

4 適用除外項目

名古屋市条例について条文ごとに県条例と比較した結果、全ての規定について同等以上の効果が期待できると認められますので、名古屋市の区域については県条例の規定の全部を適用除外とします。

県条例

第二十七条 この条例に規定する事項に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、当該市町村の条例の規定に相当するものとして規則で定めるこの条例の規定は、適用しない。

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表（平成十六年七月一日施行）

新

（適用除外に係る市町村の条例等）

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名古屋産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成十五年名古屋条例第六十八号）	規定の全部
瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十四年瀬戸市条例第十二号）	第九条
春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十四年春日井市条例第三十号）	第九条
豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十二年豊田市条例第三十三号）	第九条
一色町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例（平成十三年一色町条例第二十号）	第九条

旧

（適用除外に係る市町村の条例等）

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次に掲げるとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める条例の規定は、条例第九条とする。

- 一 瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十四年瀬戸市条例第十二号）
- 二 春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十四年春日井市条例第三十号）
- 三 豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十三年豊田市条例第三十三号）
- 四 一色町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例（平成十三年一色町条例第二十号）